

都道府県・ 政令指定都市名	46 鹿児島県
------------------	---------

時点:令和2年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	総務部男女共同参画局青少年男女共同参画課男女共同参画室
担 当 職 員 数	5 人 (専任 5 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	鹿児島県男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	平成11年4月1日 根拠: 鹿児島県男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	副知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	鹿児島県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日	平成14年1月1日
構 成 員	20 人 (女性 12 人、男性 8 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 30 年 4 月 ~ 令和 5 年 3 月		
名 称	第3次鹿児島県男女共同参画基本計画		
改定・見直しの予定時期	令和5年3月		未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	2		
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成			

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	鹿児島県男女共同参画推進条例
	公 布 日	平成13年12月21日
	施 行 日	平成14年1月1日
	最 終 改 正 日	平成31年3月22日
	改 正 内 容	組織改編に伴い、審議会の所管部局を「総務部男女共同参画局」に変更
無の場合	改正が予定されている場合、改正予定時期: 令和 年 月	
	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

	目 標 値	令和 4 年度まで 40 %				
		令和4年度までに40%以上				
	根 拠	第3次鹿児島県男女共同参画基本計画				
目標設定の対象である審議会等の範囲		法律、政令、条例、要綱、要領等により設置されている審議会				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(88)うち女性委員を含む審議会等数(86)			
	延総委員等数(1,668)	延女性委員等数(675)	女性比率(40.5)			
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(66)うち女性委員を含む審議会等数(65)			
	延総委員等数(1,334)	延女性委員等数(545)	女性比率(40.9)			
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(38)うち女性委員を含む審議会等数(37)			
	延総委員等数(916)	延女性委員等数(337)	女性比率(36.8)			
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	3	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(8)			
	延総委員等数(86)	延女性委員等数(14)	女性比率(16.3)			
目標値以外の目標設定						
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表		
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人	年	月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2			
		委 員 の 公 募(1. 有 2. 無)	1			
		そ の 他	女性委員登用促進要領に基づく取組			

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

7-1 管理職の在職状況		調査時点コード						1:令和2年4月1日			3:その他:		
		管理職総数			女 性 管 理 職 の 内 訳								
		(人) (A)=(C+E+G)	うち女性 管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
			(人) (C)	うち女性 数(D)	女性 比率 (%)	(人) (E)	うち女性 数(F)	女性 比率 (%)	(人) (G)	うち女性 数(H)	女性 比率 (%)		
本庁	計	282	22	7.8	22	2	9.1	39	0	0.0	221	20	9.0
	うち一般行政職	170	19	11.2	19	2	10.5	26	0	0.0	125	17	13.6
支庁・地方事務所等	計	349	35	10.0	15	0	0.0	60	2	3.3	274	33	12.0
	うち一般行政職	150	16	10.7	10	0	0.0	23	1	4.3	117	15	12.8
全体	計	631	57	9.0	37	2	5.4	99	2	2.0	495	53	10.7
	うち一般行政職	320	35	10.9	29	2	6.9	49	1	2.0	242	32	13.2
(内数)	警察関係	81	0	0.0	0	0		6	0	0.0	75	0	0.0
	教育委員会	51	7	13.7	2	0	0.0	3	0	0.0	46	7	15.2

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:令和2年4月1日			3:その他:		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率	課長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率
本庁	計	644	81	12.6	1,326	335	25.3
	うち一般行政職	371	64	17.3	685	257	37.5
支庁・地方事 務所等	計	774	107	13.8	2,697	777	28.8
	うち一般行政職	260	37	14.2	682	196	28.7
全体	計	1,418	188	13.3	4,023	1,112	27.6
	うち一般行政職	631	101	16.0	1,367	453	33.1
(内数)	警察関係	299	15	5.0	885	83	9.4
	教育委員会	107	15	14.0	329	72	21.9

問7-3 新規昇任者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

		課長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計	36	4	11.1	98	21	21.4	69	11	15.9
	うち一般行政職	23	4	17.4	70	19	27.1	31	7	22.6
支庁・地方事 務所等	計	86	6	7.0	113	21	18.6	125	38	30.4
	うち一般行政職	40	2	5.0	49	12	24.5	22	8	36.4
全体	計	122	10	8.2	211	42	19.9	194	49	25.3
	うち一般行政職	63	6	9.5	119	31	26.1	53	15	28.3
(内数)	警察関係	15	0	0.0	34	6	17.6	74	6	8.1
	教育委員会	15	1	6.7	28	5	17.9	9	2	22.2

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇任 試験		昇格 試験		部局等の 推薦	経年 数	遠隔地での長期研 修(4週間 以上)	遠隔地での 勤務経験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○		○			○	◎			○	昇任試験は警察のみ
補佐級	○		○			○	◎			○	昇任試験は警察のみ
係長級	○		○				◎			○	昇任試験は警察のみ

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験	1,756	135	7.7
昇格試験			

問7-6 女性公務員の採用状況(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

	総数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全体	405	151	37.3
うち上級	224	70	31.3
うち一般行政職	137	55	40.1
うち上級	58	22	37.9
うち警察関係	116	28	24.1
うち上級	61	11	18.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設定

名 称	鹿児島県男女共同参画センター		愛称・通称		
設置年月日	平成15年4月22日		施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設
所在地等	郵便番号：892-0816 住 所：鹿児島県鹿児島市山下町14-50 電話番号：099-221-6603 FAX番号：099-221-6640 ホームページ：http://www.kagoshima-pac.jp				
管理・運営主体	1. 施設管理○ 直営(担当部局名：鹿児島県総務部男女共同参画局) 指定管理者(名称：) その他() 2. 事業運営○ 直営(担当部局名：鹿児島県総務部男女共同参画局) 指定管理者(名称：) その他()				
職 員 数	常勤 4 人、	非常勤 3 人	予算額	令和2年度 16,463 千円	
主な事業	○ 1. 広報啓発(主な事項 男女共同参画週間事業、情報誌の発行) ○ 2. 講座(主な事項： 男女共同参画基礎講座、DV相談員養成講座、学校への男女共同参画お届けセミナー) ○ 3. 相談事業(主な事項 一般相談、専門相談) ○ 4. 情報収集・提供(主な事項： 図書、ビデオ、パネル展示) 5. 苦情処理(主な事項) 6. 交流促進(主な事項) ※ 実施しているもの：○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項： 配偶者からの暴力対策推進のための街頭キャンペーン) 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項：) 9. 調査研究(主な事項) 10. その他(主な事項：)				

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称				基金・基本財産額	千円
設置年月日		出資者			

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1	1. 有	問10-2 名称等: 鹿児島県女性団体連絡協議会	加盟団体数	10	
		2. 無		会 員 数	238953	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無				
問10-4 活 動 内 容 ※ 実施しているもの:○	1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 (内容: 鹿児島県女性大会の開催)					

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

○ 1. 担当者連絡会議の開催 ○ 2. 市区町村職員研修会の開催 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催 ○ 4. 関係情報の収集提供 ○ 5. 審議会等女性登用の働きかけ 6. 補助金等の交付 (名 称 : 概 要 : 7. その他 (内容 :)	
---	--

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

○ 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 ○ 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

○ 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 2. 研修受講職員の男女比を配慮 3. その他 (内容:)
--

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	令和元年度予算 (千円)	令和2年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	32,653	29,328	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.00395 %	0.00349 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

項目の設定	
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)～(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	○
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具体的項目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		○
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目			
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目			
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○		○
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
	⑩ 短時間正社員制度の導入			
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①～④を除く)			
	⑬ その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
選定の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		○
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○
	3 役員に占める女性割合に関する項目		○
	4 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
	6 その他「登用促進等」に関する項目	○	○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
	9 短時間正社員制度の導入		○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		○
	12 その他	○	

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称

育児の日協力企業(7、8、10)、かごしま結婚子育てサポート宣言企業(7、8、10)かごしま子育て応援企業登録制度(12)かごしま「働き方改革」推進企業認定制度(2、4、6、7、8、10、12)鹿児島県女性活躍推進宣言企業制度(12)

→ 「企業の表彰制度」の具体的名称

鹿児島県女性活躍推進優良企業知事表彰(1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的名称	鹿児島県女性活躍推進会議
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	かごしま男女共同参画の状況
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合	1 年
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 令和2年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・ 県男女共同参画週間事業	ドキュメンタリー映画の上映・パネル展示		7月～8月
・ 若年層に対する意識啓発	学校への男女共同参画お届けセミナーの開催(男女共同参画・デートDV防止について)	高等学校等20校	7月～2月
・ 若者による暴力未然防止の活動支援	県内大学生等自主グループによるワークショップ等の開催		2月
・ 子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業	児童生徒・教職員・保護者を対象としたワークショップ等の開催 学校管理職向けワークショップ等の開催		7月～12月
・ DV防止及び被害者支援のためのアドバイザー派遣事業	配偶者暴力相談支援センター、市町村、民間団体等が実施する研修等へのアドバイザー派遣	3団体	
・ 配偶者暴力相談支援センターへのコーディネーター派遣	配偶者暴力相談支援センターの機能充実のため、コーディネーターを派遣	年間9回	
・ 県・市町村男女共同参画担当者等研修会	国及び各県との連絡調整や意見交換及び地域振興局等担当職員の研修会開催		延期
・ 鹿児島県男女共同参画基本計画等に関する普及啓発	学校管理職(新任校長・新任教頭・経験者教頭)研修、新規採用後期研修		5月、6月、11月、12月
・ DV防止・相談窓口の広報啓発、相談窓口カードの活用等	相談窓口カードの配布 ラジオスポット等での相談窓口の広報		
・ 情報誌の発行	「男女共同参画センターだより」の発行	年2回各10,000部	
・ DV支援関係者向けのリーフレットの配布	行政担当者、医療関係者、民生委員、学校関係者向け		
2. 表彰			
・ 鹿児島県女性活躍推進優良企業表彰	女性活躍推進に積極的に取り組んでいる企業を表彰		1月
3. 講座			
・ 男女共同参画基礎講座	男女共同参画の推進に必要な基礎知識と手法を学ぶ講座の開催		7月、8月、9月
・ 男性のための男女共同参画セミナー	男性の男女共同参画への正しい理解や固定的性別役割分担意識の気づきと解消をめざしたセミナー		9月
・ DV相談員専門研修	DV相談に必要な専門知識とスキルを有した人材育成の講座		1月
・ 相談業務研修会	相談事業に係る相談員・担当者等を対象とした、DV被害者支援に必要な知識の習得や相談対応のスキルアップを図るための研修会の開催		
・ 暴力被害支援セミナー	DVや性暴力の本質を理解し、被害者支援に必要な対応について学ぶセミナー		11月
・ 女性のキャリアアップ支援事業	女性の能力が十分に発揮でき、いきいきと活躍できる社会づくりに向け、女性の意欲と能力の向上のためのキャリアデザインセミナーの開催		
・ 女性が活躍できる応援事業	女性が能力を発揮できる環境づくりを推進するため、企業トップ等を対象としたフォーラムの開催や経済団体等へのアドバイザー派遣、男性の育児・介護休業取得を促進するための研修会の開催を行う		
・ 困難を抱える女性のくらし・ごとサポート事業	困難を抱える女性の支援等を行う民生委員・児童委員等の関係者に対し、当該女性への理解や支援スキルを習得する研修を行う		
4. 相談事業			
・ 一般相談	男女共同参画相談員による一般相談(電話・面接)		
・ 専門相談	女性のための法律相談:女性弁護士による法律相談(第1・3火曜日) メンタルヘルス相談:女性精神科医師による相談(第3水曜日) 男性相談:男性相談員による相談(第2土曜日)		
・ スーパービジョンの実施	DVの専門家等による助言		6月、9月、11月2月
・ 若者を対象とした相談窓口「びあ・すてーしょん」	鹿児島大学医学部保健学科ボランティアサークルとの共催により実施(毎月第3土曜日)		
・ 女性のための法律110番	「女性に対する暴力をなくす運動」の一環として実施(県弁護士会と共催で実施、女性弁護士対応)		11月
5. 情報収集・提供			
・ 図書、ビデオ、パネル展示	男女共同参画に関する図書等の整備・貸出、パネルの展示等		
6. 苦情処理			
・ 男女共同参画に関する県の施策についての申出処理	男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について県民から申出を受ける。		
7. 交流促進			
・ 働く女性の異業種交流会	県内各地域において働く女性の異業種交流会を開催し、意識の向上を図るとともに、ネットワークづくりを促進する		
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・ 女性に対する暴力防止キャンペーン	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、民間団体、関係機関と連携し街頭キャンペーンを実施		11月
9. 国際交流・海外派遣事業			
・			
10. 調査研究			
・			
11. その他			
・ 女性活躍推進会議	関係機関による協議会を設置し、女性の活躍に向けた取り組みを推進		
・ 女性活躍専門家派遣事業	一般事業主行動計画の策定による女性活躍状況の「見える化」を図るとともに、職場における女性の採用、定着、登用に資する取り組みを支援		

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

調査時点コード		1:令和2年4月1日	3:その他:
議 会 名	鹿児島県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1.欠席事由として明記した規定がある。	1	
	2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。		
	3. その他(欠席の例がない、不明等)		
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。	3	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。 ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。		
	3. 期間の定めはない。		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり	2	
	2. なし		
	3. その他		
議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定の有無			
	1 明記した規定があり、正当な欠席事由として認めている。 2 明記した規定はないが、運用上で正当な欠席事由と認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	4		
育児	4		
家族の看護	2		
家族の介護	2		
疾病	1		
その他	1		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名	鹿児島県議会会議規則		
条文本文			
(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。			
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。	2	
	2. 明記した規定はないが、運用上認めている。		
	3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。		
	4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		
明記した規定(規則、条例等)の内容			
規 則 名			
条文本文			
男女共同参画に関する議員向け研修(セクシュアル・ハラスメント防止に関するものを含む)の実施状況	1. 男女共同参画に関する研修を行っている。	4	
	2. セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修を行っている。		
	3. 男女共同参画に関する研修及びセクシュアル・ハラスメント防止に関する研修の両方を行っている。		
	4. 行っていない。		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)	4	
	2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設)	4	
	2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む)		
	3. 設置または提供する予定である。		
	4. なし		
政治分野の男女共同参画のために実施していること			

調査時点コード:

3

1. 令和2年4月1日 2. 令和2年5月1日 3. その他 (令和2年3月31日)

1. 都道府県における首長等の状況

知	事	2	1. 女性 2. 男性	任期:	令和2年7月28日	～	令和6年7月27日
副	知	事	2 人	(女性 1 人、	男性 1 人)		

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 都道府県防災会議(会長を含む)	63	10	15.9	
	都道府県防災会議(委員のみ)	62	10	16.1	
	内 1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	17	0	0.0	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	14	3	21.4	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	3	15.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	4	4	100.0	
	2 国土利用計画地方審議会	17	8	47.1	
	3 土地利用審査会	6	3	50.0	
	4 都道府県交通安全対策会議	18	3	16.7	
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	42	17	40.5	
	7 精神医療審査会	28	13	46.4	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				
	9 都道府県医療審査会	21	4	19.0	
	10 准看護師試験委員会	15	7	46.7	
	11 麻薬中毒審査会	5	2	40.0	
	12 地方社会福祉審議会	39	16	41.0	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	19	11	57.9	
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	11	5	45.5	
	15 国民健康保険審査会	9	4	44.4	
	16 都道府県農業共済保険審査会	10	2	20.0	
	17 都道府県森林審議会	12	5	41.7	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	9	4	44.4	
	19 建築審査会	7	3	42.9	
	20 都道府県建築士審査会	7	3	42.9	
	21 都道府県都市計画審議会	16	5	31.3	
	22 開発審査会	7	3	42.9	
	23 私立学校審議会	12	5	41.7	
	24 石油コンビナート等防災本部	34	2	5.9	
	25 公害健康被害認定審査会	7	0	0.0	本審議会は特殊性が強く高度な専門知識を必要とするため
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27 都道府県児童福祉審議会				
	28 地方港湾審議会	20	5	25.0	
×	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	20	9	45.0	
	31 介護保険審査会	27	12	44.4	
	32 都道府県固定資産評価審議会	11	6	54.5	
	33 感染症の診査に関する協議会	34	14	41.2	
	34 警察署協議会	256	129	50.4	
	35 土地収用事業認定審議会	5	3	60.0	
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0	
	37 都道府県国民保護協議会	51	4	7.8	
×	38 地方独立行政法人評価委員会				
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	
	43 後期高齢者医療審査会	9	4	44.4	
×	44 留置施設視察委員会				
×	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会				
	46 指定難病審査会	29	4	13.8	
	47 小児慢性特定疾病審査会	7	3	42.9	
	48 行政不服審査会	5	2	40.0	
	49 地域医療対策協議会	18	3	16.7	
	合 計	916	337	36.8	
	女性委員0の審議会数	1			

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	1	14.3	
8	海区漁業調整委員会	35	3	8.6	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
	合 計	86	14	16.3	
	女性委員0の委員会数	1			